

グローバル競争下における日本の企業集団

——『日本経済の発展と企業集団』刊行後 10 年の現実——

橋 川 武 郎

概 要

本稿の課題は、近年の日本で、①株式持合いの解消と②日本経済に占める 6 大企業集団のウエートの後退という、二つの現象が進行した事実をふまえて、日本の企業集団が変容をとげたか否かを検証すること、および、その作業を通じて、グローバル競争下で日本の企業集団がどのような経済機能をはたしているかを解明することにある。

本稿での検討結果をまとめれば、上記の二つの現象が進行したにもかかわらず、日本の企業集団がはたす諸機能は基本的には変化しなかったとすることができる。ただし、競争のグローバル化が進むなかで、企業集団のあり方にいくつかの変化が生じつつあることも、事実である。第 1 の変化は、企業集団の株主安定化機能や組織能力補完機能をあまり必要としない有力なメンバー企業が登場したことである。第 2 の変化は、競争のグローバル化にともないメンバー企業が追求するクリティカルマスの形成を通じて、企業集団自身の再編が始まったことである。第 3 の変化は、6 大企業集団の旧財閥系 3 集団と銀行系 3 集団への 2 極分解が重要な意味をもつようになったことである。しかし、これらの変化は、日本の企業集団が消滅することを意味するものではない。第 1 の変化をもたらしうような有力メンバー企業数は、まだまだ多くない。第 2 の変化や第 3 の変化は、典型的な企業集団の数が六つより少なくなることを示唆しているが、企業集団それ自体がなくなることを意味していない。グローバル競争下でも日本の企業集団は、株式相互持合いによる株主安定化という基本的機能を維持しつつ、競争のグローバル化に直面したメンバー企業が達成することを迫られた事業上の課題と各企業がもつ組織能力とのあいだに生じたギャップをうめる、補完機能も引き続きはたしているのである。

キーワード

企業集団、株式持合いの解消、グローバル競争、株主安定化機能、組織能力補完機能

I. 緒言

ホームページ (<http://web.iss.u-tokyo.ac.jp/~kikkawa/homepage-product.htm>) にのせてある筆者（橘川）の業績目録において「橋本寿朗」を検索すると、5件もヒットする。つまり、橋本寿朗が編者となって刊行した5冊の研究書に論文を寄せたことになる。このほか、編者名に「橋本寿朗」は出てこないが、事実上橋本が編者であった4冊の研究書にも論文をのせた。それらの論文を一覧すると、以下のとおりである。

- 1 「電力連盟」橋本寿朗・武田晴人編『兩大戦間期日本のカルテル』第7章、御茶の水書房、1985年5月、323-361頁。
- 2 「戦後型企業集団の形成」法政大学産業情報センター・橋本寿朗・武田晴人編『日本経済の発展と企業集団』第6章、東京大学出版会、1992年2月、255-304頁。
- 3 「日本における電鉄会社の不動産業経営の起源」『不動産業に関する史的研究 [I]』第4章、日本住宅総合センター、1994年2月、86-99頁。
- 4 「革新的企業者活動の継起—本田とソニーの事例—」由井常彦・橋本寿朗編『革新の経営史』第9章、有斐閣、1995年6月、167-194頁。野中いづみとの共著。
- 5 「日本の企業システムと高度成長」橋本寿朗編『20世紀資本主義 I 技術革新と生産システム』第5章、東京大学出版会、1995年9月、137-169頁。
- 6 「日本における信託会社の不動産業経営の起源—1906~1926年の東京信託の不動産業経営—」『不動産業に関する史的研究 [II]』第5章、日本住宅総合センター、1995年10月、138-168頁。
- 7 「高度成長期の三菱地所と三井不動産」『不動産業に関する史的研究 [III]』第5章、日本住宅総合センター、1996年11月、119-138頁。
- 8 「『消費革命』と『流通革命』—消費と流通のアメリカナイゼーションと日本的受容—」東京大学社会科学研究所編『20世紀システム 3 経済成長 II 受容と対抗』3章、東京大学出版会、1998年9月、99-137頁。
- 9 「規制緩和と日本の産業—石油産業の事例—」橋本寿朗・中川淳司編『規制緩和の政治経済学』第8章、有斐閣、2000年3月、167-190頁。

編者としての橋本のもとで執筆した上記の諸論文のなかで、筆者にとってとくに思い出深いのは、1992年刊行の『日本経済の発展と企業集団』にのせた2の「戦後型企業集団の形成」（以下では、[橘川1992]と表記）である。この論文は、日本の企業集団についての研究に取り組むきっかけとなり、4年後には[橘川1996]を発表することができた。本誌が橋本寿朗の業績を手がかりにして日本経済の現状を再考する特集を組むにあたって、

本稿¹⁾で、『日本経済の発展と企業集団』刊行後 10 年の企業集団の現実を検証する作業に取り組むのは、以上のような経緯をふまえたものである。

II. 問題の所在

『日本経済の発展と企業集団』の刊行から今日までの 10 年間に、日本の企業集団をめぐる、①株式持合いの解消と、②日本経済に占める 6 大企業集団のウエートの後退という、二つの重大な現象が進行した。本稿の課題は、これら二つの現象を念頭において、日本の企業集団が変容をとげたか否かを検証することにある。そして、その作業をふまえ、グローバル競争下で日本の企業集団がどのような経済機能をはたしているかについても、解明してゆきたい。

このように課題を設定する背景には、どのような問題が存在するのだろうか。日本の企業集団に関して筆者がこれまで展開してきた議論を簡単に振り返ることによって、問題の所在を明らかにしよう。

住友系・三菱系・三井系・芙蓉（富士）系・三和系・一勸系の 6 大企業集団を典型的存在形態とする日本の企業集団については、「多様な業界の有力企業が相互に株式を持ち合うことによって成立した集団で、大株主会として社長会をもつ」（〔橘川 1992〕259 頁）と定義づけることができる。この定義のインプリケーションの一つは、「企業集団の機能は、集団が形成される契機となった基本的なものと、形成された集団が事後的に発揮する付加的なものに分けられるということである。企業集団の基本的な機能は株主相互持合いによる株主安定化にあり、その付加的な機能は取引コストの削減や情報の交換、リスク・シェアリングなどに求めることができる」（〔橘川 1992〕260 頁）。また、企業集団とそのメンバー企業との関係を正確に把握するためには、「メンバー企業を主役とし企業集団を脇役とする見地に立つ必要がある。つまり、メンバー企業の達成すべき事業計画と組織能力とのあいだにギャップが生じた場合、そのギャップをうめる補完機能をはたす一種の中間組織として企業集団が登場するという考え方である」（〔橘川 1992〕284 頁）。

以上が筆者の企業集団論のポイントであるが、それをふまえて、1996 年の時点で次のような見通しを述べた。

1) 本稿は、2002 年 7 月に拓殖大学で開催された経営史学会関東部会大会で筆者（橘川）が行った報告「グローバル競争下における日本の企業集団の変容——1990 年代を中心に——」に、大幅な加筆、補正を施したものである（大会の統一論題は、「1980 年代以降の『横の企業集団』」であった）。同報告を行った際には多くの方々からコメントをいただいたが、それらは、本稿を作成するうえできわめて貴重な意味をもった。特記して、コメントを寄せられた方々に謝意を表したい。

『投資が投資を呼ぶ』というメカニズムが作用しなくなった石油危機以後の時期には、企業集団の役割が後退したのは事実であるが、それがもつ様々な機能は、今後とも長期にわたって継続してゆくことであろう。そう考える理由は、二つある。

一つは、株式相互持合いによる株主安定化という企業集団の基本的機能が、現在の日本で支配的なコーポレート・ガバナンスのあり方と適合的なことである。『会社は誰のためのものか』という問いに対して、多くの日本人は、『会社は、株主のためのものではなく、従業員のためのものだ』と答える。このような企業観が継続する限り、企業集団の基本的機能は作用し続けるであろう。

いま一つは、メンバー企業をめぐって、市場が要請する事業計画と企業の組織能力とのあいだにギャップが生じる可能性が存在する以上、企業集団がもつ付加的機能の意味はなくなるしない、ということである。経済成長のあり方の変化にともない右記のギャップの大小が変わることはありえても、ギャップそのものが発生する可能性は消滅しないであろう。『企業集団の歴史的使命は終わった』と説く論者は、企業集団が単一的意思決定主体ではなく中間組織であることを、忘れてい的是あるまいか」(〔橋川 1996〕 234～235 頁)。

ここで紹介した6年前の筆者の見通しは、株式持合いの解消と6大企業集団のウェート後退という二つ現象が進行した今日でも、はたして妥当性をもちうるであろうか。これが、本稿での課題設定の背景に存在する問題である。

Ⅲ. 二つの現象の同時進行

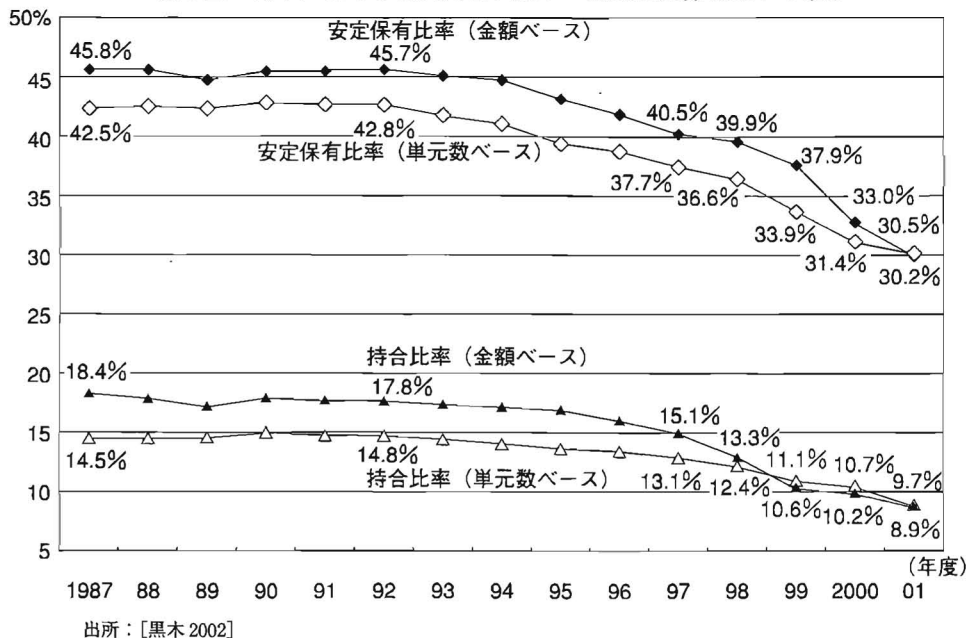
Ⅲ-1. 株式持合いの解消

株式持合いの解消と6大企業集団のウェート後退という二つ現象が進行した状況下で日本の企業集団が変容をとげたか否かを検証するためには、まず、二つの現象の実態を把握しなければならない。この節では、1996年度以来、上場会社間の株式持合い状況を継続的に調査してきたニッセイ基礎研究所の2001年度分(2002年3月末時点)の調査²⁾結果をまとめた〔ニッセイ基礎研究所 2002〕にもとづき、近年の日本における株式持合い解消の進展に目を向ける。

第1図は、〔ニッセイ基礎研究所 2002〕を分析した〔黒木 2002〕に掲載されたものである。この図が示すように、「2社間で相互に保有していることが確認された株式(ただし、持株会社形態の会社において、持株会社傘下会社が株主となる場合を含む)」と定義される

2) 調査対象は、2001年度末時点において、国内の証券取引所(ジャスダック市場を除く)に株式を上場している内国会社であって、その企業数は2668社にのぼる。

第1図 日本における株式持合い比率・株式安定保有比率の推移



「持合い株式」が調査対象会社の株式総量に占める比率、つまり「持合い比率」は、金額ベース³⁾でも、株式単元数ベース⁴⁾でも、1990年代中葉から低下し続けている。同様に、「持合い株式」、「金融機関が保有する株式」、「事業会社が保有する金融機関株式」、および「関係会社として保有されている株式」から成る「安定保有株式」が調査対象会社の株式総量に占める比率、つまり「安定保有比率」も、1990年代中葉から低下傾向にある⁵⁾。

近年の日本で株式持合いの解消が進んだ理由としては、バブル期の「脆い株式持合い」の整理を重視する見解もある（[橋木・長久保 1997]，[井上 2000]）が、より根本的には、株価低迷による株式保有リスクの顕在化や、コーポレート・ガバナンスを重視する傾向の強まり、それにとまなう ROE（株主資本利益率）重視への経営姿勢の移行などの諸点をあげるべきであろう。また、BIS（国際決済銀行）規制の適用、銀行の株式保有制限、持株会社の解禁、ストック・オプション制度の導入、自社株買入消却や自己株式取得保有の自由化、退職給付信託への株式抛却、銀行等保有株式取得機構の設立、時価主義会計の導入（実施予定のものも含む）などの一連の制度変更が、大なり小なり株式持合い解消を促進した⁶⁾側面も、見落すことができない（以上の点については、[橋木・長久保 1997]，[井

3) 年度末時点の株式時価総額により、集計を行ったもの。

4) 年度末時点の株式単元数（株式数÷1単元の株式数）により、集計を行ったもの。

5) ニッセイ基礎研究所による2000年度分（2001年3月末時点）の株式持合い状況調査の結果をまとめた「ニッセイ基礎研究所 2001」を分析した「黒木 2001」によれば、事業会社保有の銀行株式の売却は1995年度から、銀行保有の事業会社株式の売却は1998年度から、それぞれ目立つようになった（[黒木 2001] 17頁参照）。

上1997, 1998, 1999, 2000], [黒木 2001, 2002]).

III-2. 6大企業集団のウェートの後退

『日本経済の発展と企業集団』の刊行から今日までの10年間には、株式持合いの解消が進んだだけでなく、日本経済に占める6大企業集団のウェートも後退した。この点を、公正取引委員会が2000年末に6大企業集団の社長会メンバー企業180社⁷⁾を対象にして行った調査([公正取引委員会事務総局 2001 a])によって、確認しておこう。

6大企業集団の日本経済に占めるウェートは、1989年度には、資本金で17%, 売上高で16%, 総資産で13%であった。しかし、1999年度になると、そのウェートは、資本金で13%, 売上高で11%, 総資産で11%にまで後退した⁸⁾。

6大企業集団のウェートの後退と密接に関連しているのが、集団内取引の減退である。1981年度に旧財閥系3集団(住友系・三菱系・三井系)で15%, 銀行系3集団(芙蓉系・三和系・一勸系)で9%, 6集団平均で12%だった集団内仕入比率は、1989年度には旧財閥系で12%, 銀行系で6%, 6集団平均で8%となり、1999年度には旧財閥系で8%, 銀行系で5%, 6集団平均で6%にまで低下した⁹⁾。集団内取引の減退は、1980年代以降の産業構造の変化に6大企業集団のメンバー企業が立ち遅れたことを意味しており、そのことは、日本経済に占める6大企業集団のウェートを後退させる要因にもなったと考えられる。

6大企業集団のウェートの後退は、企業集団の将来をめぐる不透明性を増大させた。ただし、今後の企業集団のあり方に関する意見は集団ごとで大きく異なっており、「現在の企業集団が維持・継続される」と考える社長会メンバー企業の比率は、三菱系で91%に達したのに対して、住友系と三井系の合計では41%であり、三和系では23%, 芙蓉系と一勸系の合計では11%にとどまった(6集団全体の平均値は34%)¹⁰⁾。企業集団の将来を

6) これらの制度変更が株式持合い解消に及ぼした影響は、大小さまざまである。例えば、2002年2月から株式買取りを開始した銀行等保有株式取得機構は、抛出金部分に株価下落リスクが残り、BIS基準上でリスクアセットに含まれたままとなるなど、使い勝手の悪さが目立ち、2002年10月現在、あまり成果をあげていないと言われている。この点については、[黒木 2002] 8頁参照。

7) 2000年10月1日現在で6大企業集団の社長会には180社が参加していたが、数社が複数の社長会に所属していたため、延べの社長会メンバー企業数は192社であった。

8) 以上の点については、[公正取引委員会事務総局 2001 a] の図表1(2頁)参照。

9) 以上の点については、[公正取引委員会事務総局 2001 a] の図表13(9頁)参照。ここでの集団内仕入比率とは、総仕入高に占める同一社長会メンバー企業からの仕入高の割合のことである。ただし、調査対象は、金融会社を除く6大企業集団の社長会メンバー企業延べ163社である。

10) [公正取引委員会事務総局 2001 a] の図表25(17頁)参照。調査対象は、金融会社を除く6大企業集団の社長会メンバー企業125社である。ここで、住友系と三井系、および芙蓉系と一勸系を一括しているのは、企業集団の再編を意識した措置であろう(以下同様)。

めぐる不透明性は、旧財閥系 3 集団に比べて銀行系 3 集団において、とくに大きいと言えることができる。

IV. 企業集団の基本的機能：株主安定化機能の実相

IV-1. 企業集団における株式持合いの相対的堅持

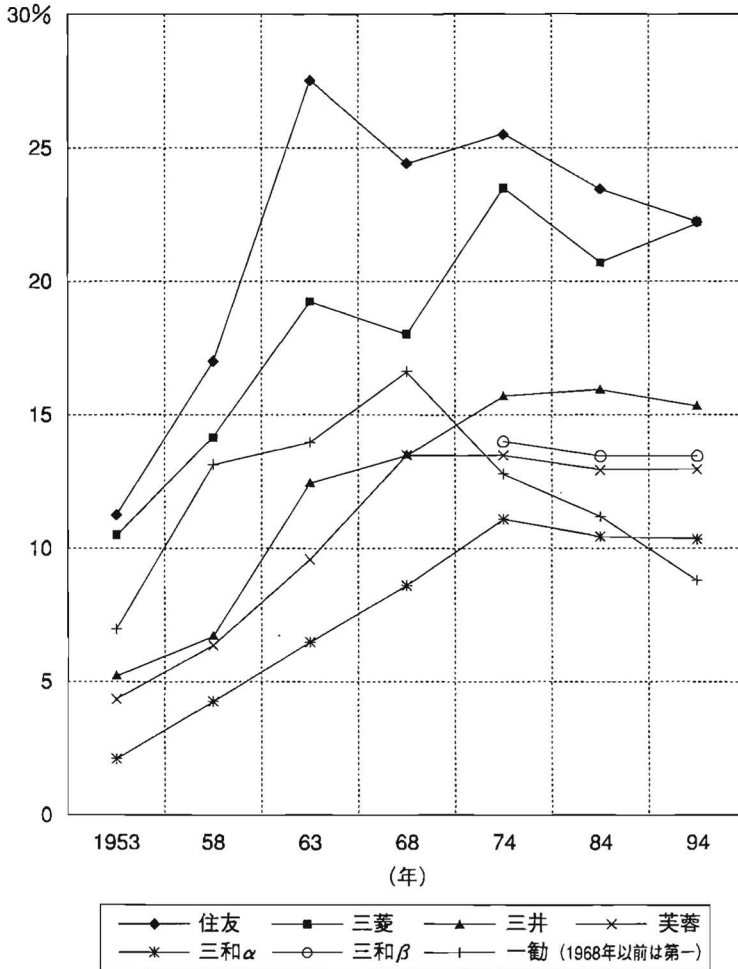
IIIでは、『日本経済の発展と企業集団』の刊行から今日までの 10 年間に進行した、①株式持合いの解消と、②日本経済に占める 6 大企業集団のウェートの後退という、二つの現象について検討した。それでは、これら二つの現象との関連で、日本の企業集団は変容をとげたのであろうか。以下ではこの論点を掘り下げるが、その際、IVでは企業集団の基本的機能について光を当て、Vでは企業集団の付加的機能について目を向ける。

IIで述べたように、日本の企業集団の基本的機能は、株主相互持合いによる株主安定化にある。第 2 図は、[東京大学社会科学研究所編 1999] のデータにもとづいて作成したものであり、1953～94 年の 6 大企業集団における集団内株式持合い比率（株式数ベース）の推移を集団別に表わしている。また、第 3 図は、[公正取引委員会事務総局 2001 a] の図表 4（4 頁）を転載したものであり、1977～99 年の 6 大企業集団における企業集団内株式所有比率（株式数ベース）の推移を示している。算定方法が異なるため第 2 図と第 3 図を直接的に接合させることは適切ではないが、両図を見比べることによって、① 6 大企業集団内の株式持合い比率は、1950 年代から 1970 年代にかけて上昇したのち、1980 年代から 1990 年代にかけて低下した、② 集団内株式持合い比率の水準に関して旧財閥系 3 集団（住友系・三菱系・三井系）と銀行系 3 集団（芙蓉系・三和系・一勧系）とのあいだには一貫して格差があり¹¹⁾、前者の株式持合い比率が後者の株式持合い比率より高かった、③ 1980～90 年代に低下したにもかかわらず、6 大企業集団における集団内株式持合い比率（平均値）は 20 %超の水準を維持している、などの事実を把握することができる。

上記の①の後段（6 大企業集団の集団内株式持合い比率が 1980～90 年代に低下したこと）からみて、企業集団の内部でも、最近の株式持合い解消の動きが作用していることは明らかである。他方、③にあるように、1990 年代末になっても、6 大企業集団の集団内株式持合い比率が株式数ベースで 20 %超の水準を維持したことも、確かである。我々は、これらの事実をいかに理解すべきであろうか。

11) ただし、三井系の株式持合い比率と銀行系 3 集団の株式持合い比率との差は、それほど大きくなかった（第 2 図参照）。

第2図 6大企業集団社長会メンバー企業の株式持合い比率



注：「三和 α 」は大同生命を、「三和 β 」は日本生命を、それぞれ社長会メンバーとした場合の数値。

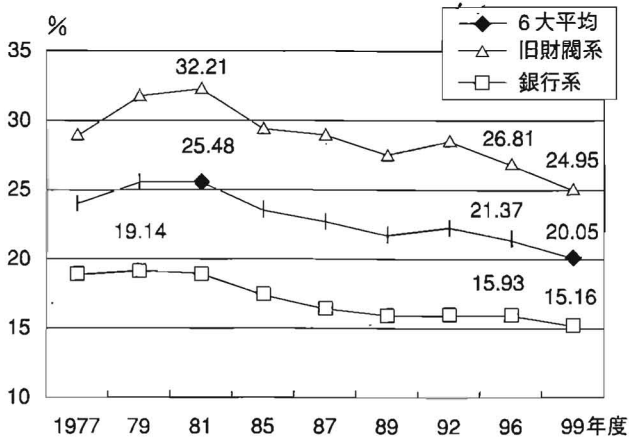
出所：[東京大学社会科学研究所編 1999]，[橘川・菊地・加藤 2001]

この点に関して正確な理解を得るうえで手がかりを与えるのは、[公正取引委員会事務総局 2001 a] が第 4 図を掲げ、次のように述べていることである¹²⁾。

12) ここで、続けて紹介する [公正取引委員会事務総局 2001 a]，[黒木 2001]，[黒木 2002] の株式持合い比率に関する分析は、本文でもふれたように、いずれも、ニッセイ基礎研究所の株式持合い状況調査をふまえたものである。引用文中に登場する「(六大) 企業集団に属する企業の (株式) 持合い比率」とは、「(六大) 企業集団に属する企業同士の (株式) 持合い比率」に「(六大) 企業集団に属する企業と属さない企業との (株式) 持合い比率」を加えたものである。また、持合い比率は、いずれも、金額ベースで算出した数値である。

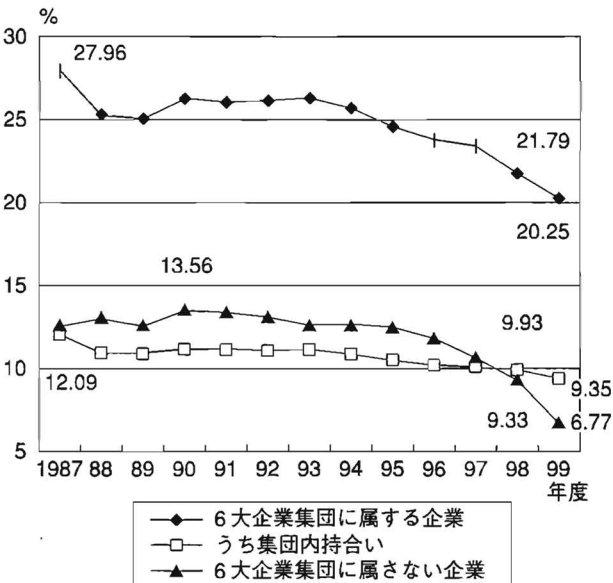
なお、ニッセイ基礎研究所の株式持合い状況調査では、持合い株式について、「2 社間で相互に保有していることが確認された株式 (ただし、持株会社形態の会社において、持株会社傘下会社が株主となる場合を含む)」([ニッセイ基礎研究所 2002] 3 頁) と厳格に定義づけているため、企業集団内の株式持合い比率が他の調査より低めの数値となる。

第3図 集団内株式所有比率の推移（株式数ベース）



集計対象：生命保険会社を除くメンバー企業延べ181社。
 注：集団内株式所有比率＝メンバー企業各社の発行済株式
 総数に占める同一企業集団メンバー企業により所有され
 ている株式数の比率の合計÷各企業集団メンバー企業数
 出所：[公正取引委員会事務総局 2001a]

第4図 6大企業集団メンバーの株式
持合い比率の推移（金額ベース）



注：ニッセイ基礎研究所『株式持合い状況調査1999年度版』
 にもとづき、公正取引委員会事務総局が作成。
 出所：[公正取引委員会事務総局 2001a]

「ニッセイ基礎研究所による『株式持合い状況調査』により、¹⁾ 六大企業集団に属する企業の株式持合い比率についてみると、平成2年度[1990年度・・・引用者]以降総じて低下傾向にあり、平成11年度においては20.25%まで減少しているが、企業集団に属さない企業の持合い比率6.77%と比べて高い水準にある。また、このうち六大企業集団に属する企業同士の持合いはほとんど減少しておらず[中略]、六大企業集団に属する企業の株式持合いは解消されているものの、解消されている株式は、主として集団外企業との持合い株式であると考えられる」([公正取引委員会事務総局 2001 a] 6頁)。

つまり、[公正取引委員会事務総局 2001 a] は、株式持合い解消が全体として進行していることを確認したうえで、6大企業集団内部の株式持合いは相対的に堅持されていることを指摘しているのである。

上記の[公正取引委員会事務総局 2001 a]の指摘は、引用文中にあるとおり、ニッセイ基礎研究所の1999年度分の株式持合い状況調査をふまえたものであるが、2000年度分の同調査を分析した[黒木 2001]は、「企業集団に属する企業の対上場企業での持合比率を見ると、2000年度末時点で16.71%と市場全体(10.10%)および企業集団に属さない企業(7.03%)の水準を大きく上回っている。さらに、企業集団内の持合比率は7.47%あり、集団外との持ち合いが急速に縮小しているのに比べて、集団の結束力が依然として強固であることが改めて実感される」([黒木 2001] 18頁)、と述べている。また、2001年度分の上記調査を分析した[黒木 2002]も、「企業集団に属する企業の持合比率は、2001年度末時点で14.1%と市場全体8.9%および企業集団に属さない企業6.8%の水準を大きく上回っている。特に、各企業集団内のメンバーだけによる持合比率が6.6%で、持合株式のおよそ半分を企業集団に依存している。ここ数年、集団内で持ち合い解消の事例も観察され、関係見直しも例外ではないようだが、その結びつきが抜本的に見直されつつあるとは考えにくい」([黒木 2002] 5頁)、と指摘している。これらの分析においても、市場全体では株式持合い解消が進行しているなかで、企業集団内の株式持合いが比較的堅持されていることが、確認されているのである。

ここで興味深いのは、[公正取引委員会事務総局 2001 a]に掲載されている、生命保険会社を除く6大企業集団の社長会メンバー企業169社を対象にした株式持合いの今後のあり方に関するアンケートの結果である。他企業と株式持合いをしているメンバー企業は96%に達したが、一方で、将来、持合いを「解消させる」(5%)または「全くなくなることはないが、減少させる」(57%)と答えた企業も、合わせて62%にのぼった。注目すべき点は、株式持合いを解消する際の相手先の優先順位であり、複数回答可の集計結果は、比率の高い方から順に、「メンバー企業以外の事業会社」(64%)→「メンバー企業以外の金融会社」(46%)→「メンバー企業である金融会社」(18%)→「メンバー企業である事

業会社」(14%)、であった¹³⁾。つまり、株式持合いの解消が全体として進行しているなかでの企業集団内部の株式持合いの相対的堅持が、このアンケートによっても裏づけられているのである。

株式持合い解消が進行しているにもかかわらず、企業集団内部の株式持合いが比較的堅持されているのは、株主安定化がひき続き重要視されているからである。[公正取引委員会事務総局 2001 a] は 6 大企業集団の社長会メンバー延べ 188 社に対して「社長会加入のメリット」を聞いているが、旧財閥系・銀行系を問わず、「安定株主対策」をあげる企業が 20%を超えている¹⁴⁾。

株式持合い解消が進むにつれて株主安定化に対する懸念が強まるという現象は、なにも、企業集団のメンバー企業のあいだだけにみられるものではない。株式持合い解消の加速化について分析した [井上 1999] は、「持合比率や安定保有比率の低下は、例えば外国人持ち株比率の上昇などによって、『株式持ち合い』の本来的目的である『経営権の安定』に影響を与えている」と述べたうえで、「こうした点が、一部の地方銀行や事業会社に見られる新たな株式持ち合い強化の動きなどとなって現れている」と指摘している。また、子会社・関連会社とともに垂直的な企業グループ¹⁵⁾を形成する大規模事業会社 100 社（日本電信電話株式会社の子会社および金融会社を除く単体総資産上位 100 社）を調査対象とした [公正取引委員会事務総局 2001 b] は、大規模事業会社のうち 86%が株式持合いを行っている¹⁶⁾こと、今後については持合いを「解消させる」(2%)または「全くなくなることはないが、減少させる」(58%)と答えた企業が合わせて 60%にのぼる¹⁷⁾こと、持合いを解消ないし減少させる最大の理由は「時価会計制度の導入による株式所有のリスクを考慮」である（複数回答可の設問に対して、該当する大規模事業会社の 62%がそのことをあげている）¹⁸⁾こと、などを指摘したうえで、持合い株式売却の際に支障となる事項のうち最大のものは「自社の安定株主対策への影響」である（複数回答可の設問に対して、該当する大規模事業会社のうち 71%がそのことをあげている）¹⁹⁾ことを明らかにしている。このように、今日、日本の企業のあいだでは、株式持合い解消が進むにつれて株主安定化に対する懸念

13) 以上の点については、[公正取引委員会事務総局 2001 a] の図表 6, 図表 7, 図表 8（いずれも 7 頁）参照。

14) [公正取引委員会事務総局 2001 a] の図表 20 (13 頁) 参照。

15) このような企業グループは、内部に階層的な関係が存在するため、しばしば、「縦の企業グループ」と呼ばれる。これに対して、内部に階層的な関係が存在しない企業集団については、「横の企業グループ」と呼ばれることが多い。両者の区別を明確にするため、筆者は、「縦の企業グループ」には企業系列、「横の企業グループ」には企業集団、という呼称を使用すべきだと提唱している。この点については、[橋川 1996] 26~27 頁参照。

16) [公正取引委員会事務総局 2001 b] 6 頁参照。

17) [公正取引委員会事務総局 2001 b] の図表 1-9 (6 頁, 調査対象は大規模事業会社 86 社) 参照。

18) [公正取引委員会事務総局 2001 b] の図表 1-11 (7 頁, 調査対象は大規模事業会社 52 社) 参照。

19) [公正取引委員会事務総局 2001 b] の図表 1-12 (8 頁, 調査対象は大規模事業会社 79 社) 参照。

が強まっている。そのことを背景にして、企業集団の内部では、株式持合いが相対的に堅持され、株主安定化という企業集団の基本的機能が意味を持ち続けているのである。

IV-2. 注目すべき二つの変化

ところで、企業集団の基本的機能が意味を持ち続けていると言っても、そのことは、『日本経済の発展と企業集団』の刊行以降の10年間に、日本の企業集団をめぐる状況が何も変化しなかったことを意味しない。そこには、少なくとも二つの注目すべき変化がみられた。

第1は、企業集団の株主安定化機能をあまり必要としない高い組織能力をもったメンバー企業が登場したことである。[井上1999]は、さきに引用した部分のすぐあとで、次のように述べている。

「他方、外国人持ち株比率の高い企業（外国企業の経営権獲得のための保有を除く）を見ると、高い収益性を備え、IR（インベスター・リレーションズ）活動などで株主重視の姿勢が強いなど、グローバル・スタンダード化で先行した企業である。現象面からは、株式持ち合いの解消と株主重視の優良企業とは関係があるように見える」（[井上1999]…頁）。

ここで言われている「グローバル・スタンダード化で先行した企業」の代表格は、三井グループのメンバー企業でもあるトヨタ自動車²⁰⁾である。2000年度分の株式持合い状況調査の結果をまとめた[ニッセイ基礎研究所2001]を分析した[黒木2001]によれば、「トヨタ自動車は、96年以降継続して自社株消却による自助努力を行っているが、それに加え、系列を重視した株式保有関係の継続、議決権を保持できる退職給付信託への持合株式の抛出（2001年3月期）など旧来型の枠組みを維持する一方で、NYSE[ニューヨーク証券取引所…引用者]への株式上場（99年9月）、単位株の引下げ（2000年8月）など新たな投資家獲得にも積極的」（[黒木2001]21頁）なのである。

第2の注目すべき変化は、6大企業集団の旧財閥系3集団と銀行系3集団への2極分解が重要な意味をもつようになったことである。第3図にあるように、1999年の時点で6大企業集団の集団内株式所有比率の平均値は20%強であったが、その内訳をみると、それが25%弱に及んだ旧財閥系3集団と15%強にとどまった銀行系3集団とのあいだには、大きな格差がみられた。この格差自体はそれ以前からも存在したが、最近では、旧財閥

20) トヨタ自動車は、三井グループの社協会（二木会）にオブザーバーとして参加している。参加形態はやや特殊であるが、通常、トヨタ自動車は、三井グループのメンバー企業とみなされている。例えば、[公正取引委員会事務総局2001a]も、トヨタ自動車を三井グループのメンバー企業とみなして、調査対象に含めている（19頁参照）。

系・銀行系間の格差が、企業集団の将来像に関して、大きな食い違いを生むまでになっている。

〔公正取引委員会事務総局 2001 a〕は金融会社を除く 6 大企業集団の社長会メンバー企業 125 社に企業集団の今後の見通しをたずねているが、すでに紹介したように、「現在の企業集団が維持・継続される」と回答したメンバー企業の比率は、三菱系で 91 %，住友系・三井系平均で 41 %に達しているのに対し、三和系では 23 %，芙蓉系・一勸系平均では 11 %にとどまる（6 大企業集団の平均では 34 %）。逆に、「企業集団自体の役割が形がい化する」と答えたメンバー企業の比率は、三菱系で 0 %，住友系・三井系平均で 7 %に過ぎないのに対し、三和系では 17 %，芙蓉系・一勸系平均では 35 %に及ぶ²¹⁾（6 大企業集団の平均では 18 %）²²⁾。企業集団の今後の存続に関して、住友系・三菱系・三井系の旧財閥系 3 集団では肯定的な見方が根強いのは対照的に、芙蓉系・三和系・一勸系の銀行系 3 集団では否定的な観測が広がっているのである。

V. 企業集団の付加的機能：グローバル競争と企業集団の再編

V-1. 株主安定化以外の企業集団のメリット

本稿のIIで指摘したように、日本の企業集団は株主相互持合いによる株主安定化という基本的な機能のほかに、いくつかの付加的な機能を有している。すでにふれたように、〔公正取引委員会事務総局 2001 a〕は 6 大企業集団の社長会メンバー企業延べ 188 社に対して「社長会加入のメリット」を聞いているが、旧財閥系・銀行系を問わず、「情報交換」、「蓄積された情報・ノウハウの活用」、「長期安定的取引の確保」が、20 %超の「安定株主対策」をさらに上回る高い回答率を得ている。また、旧財閥系の企業集団に限って、「ブランドの信用力の向上」が 60 %台という高率に達している²³⁾点も注目される²⁴⁾。

このほか、〔経済企画庁 1996〕も、「株式持合いの経済的役割」として、①株主安定化、

21) ここでの三菱系と住友系・三井系平均との差、および三和系と芙蓉系・一勸系平均との差は、それぞれ、住友系と三井系との一体化、および芙蓉系と一勸系との一体化いう、企業集団の再編の影響を受けたものである。

22) 以上の点については、〔公正取引委員会事務総局 2001 a〕の図表 25（17 頁）参照。「現在の企業集団が維持・継続される」、「企業集団自体の役割が形がい化する」以外の回答の選択肢には、「解消される」、「関係も深まるようになる」、「統合される」、「その他」がある（複数回答不可。）このうちでは、「関係も深まるようになる」の住友系・三井系平均が 37 %、「統合される」の三和系が 43 %と、高い回答率を示していることが注目される。

23) 銀行系の企業集団の場合には、「ブランド力による信用力の向上」は約 10 %にとどまる。なお、このほか、旧財閥系の企業集団に限って、「共同研究開発への参加」も、「安定株主対策」と同水準の回答率を得ている。

②倒産リスクのシェアリング, ③取引コストの削減, ④外部効果の内部化, の4点を指摘している²⁵⁾。このうち②～④は, 企業集団の付加的機能につながるとみなすことができる。

V-2. 日本企業をめぐる企業間競争の実態

日本の企業集団が発揮してきたさまざまな付加的機能は, 企業間競争がグローバル化したと言われる1990年代以降の時期にはどのような役割をはたすようになったのだろうか。この点を解明するためには, まず, 近年の日本における企業間競争の実態を把握しなければならない。

日本の企業間競争の実相を知るうえで手がかりを与えるのは, 11の産業(家庭用VTR, デジタル家電, 自動車, カメラ, ビール, パソコン, アパレル, トイレタリー, スーパーマーケット, 銀行, 大学)を分析対象とした[宇田川・橋川・新宅編2000]である。同書は, 戦後日本の企業間競争を分析する出発点として, 競争参加企業の戦略的行動, つまり模倣・改善行動ないし差別化行動に注目した。そして, 競争企業の多くが模倣・改善行動をとる競争フェーズ(=競争の短期的局面)を同質的競争, 競争企業の多くが差別化行動をとる競争フェーズを差別化競争とそれぞれ定義づけ, この二つの概念をキーワードにして検討を進めた。

[宇田川・橋川・新宅編2000]の検討結果を要約すれば, 次の6点にまとめることができる²⁶⁾。

(1)戦後日本の各産業においては,

α同質的競争と差別化競争の繰返し(カメラ, 自動車, 家庭用VTR, デジタル家電),

β同質的競争と差別化競争の繰返しの欠如=同質的競争ないし差別化競争の継続

(ビール, アパレル, トイレタリー, スーパーマーケット, パソコン),

γ競争自体の欠如=規制下の量的競争(銀行, 大学),

という三つの競争パターン(=競争の長期的局面)が存在した²⁷⁾。

(2)αの競争パターンをとった産業では, 企業間競争の主戦場がグローバル・マーケットに広が

24) 以上の点については, [公正取引委員会事務局2001a]の図表20(13頁)参照。

25) [経済企画庁編1996]370, 372頁参照。

26) 以下の記述について詳しくは, [橋川2000]267～274頁参照。

27) [宇田川・橋川・新宅編2000]の最大の特徴は, 同質的競争と差別化競争という競争フェーズ(=競争の短期的局面)の組合せによって, 三つの競争パターン(=競争の長期的局面)を析出した点に求めることができる。これに対して, 『経営史学』に書評を寄せた橋本寿朗は, 同書に対して, 同質的競争の競争フェーズと密接にかかわる「対話としての競争」の掘下げが不十分であると批判した([橋本2001])。しかし, [宇田川・橋川・新宅編2000]の特徴が競争パターンの析出にあった以上, 競争フェーズにかかわる論点にのみ着目したこの橋本の批判は, 必ずしも正鵠を射たものとは言えないであろう。

った。そのため、 α パターンの企業間競争のプロセスで実現されたイノベーションは、国際的な汎用性を持ち、国際競争力の強化に直結するケースが多かった²⁸⁾。

- (3) β の競争パターンをとった産業では、多くの場合、企業間競争の主戦場がドメスティック・マーケット（国内市場）に限定された。そのこともあって、 β パターンの企業間競争のプロセスで実現されたイノベーションは、必ずしも国際的な汎用性をもたず、国際競争力の強化に直結しないケースがしばしばみられた²⁹⁾。
- (4) γ の競争パターンをとった産業では、規制が決定的な影響力をもったため、企業間競争の主戦場がドメスティック・マーケットに限定された。規制下では特筆すべきイノベーションも起こりえず、 γ の競争パターンがみられた産業では、国際競争力が向上しなかった。
- (5)ただし、 β の競争パターンの場合には技術的変化が生じると、競争の主戦場は一举にグローバル化する。その場合、それまで競争優位に立っていた企業が、ただちにグローバル競争に対応することは困難であり、競争上の優位を失うケースが多い（例えば、DOS/V 機の登場によって「日本語の壁」が崩壊したためグローバル競争に直面することになり、パソコン業

28) この点について [宇田川・橋川・新宅編 2000] は、次のように説明している。

「 α の競争パターンにおいては、差別化競争の局面でラディカル・イノベーションが生じやすく、同質的競争の局面でインクリメンタル・イノベーション（漸進的な革新）が起きやすい。差別化競争のもとで各競争参加企業は、新製品、新製法・新流通方法、新市場、新原料市場、新組織をそれぞれに探索し、その過程で、時には、ラディカル・イノベーションが実現される。ファースト・ムーバーが達成したラディカル・イノベーションの競争上の優位が明白になると、それに対する模倣・改善行動が始まり、競争の局面は同質的競争へと転換する。ただし、差別化競争から同質的競争への転換が現実化するのには、先発優位（first-mover advantage）に限界があり、セカンド・ムーバーによる模倣・改善行動が可能な場合に限られる。同質的競争のもとでは、競争参加企業相互の模倣、改善行動（「対話としての競争」）を通じて、しばしば、インクリメンタル・イノベーションが実現され、競争参加企業が構成メンバーとなっている産業全体の競争力が向上する。しかし、同質的競争の過程は、一面では当該産業の成熟化のプロセスでもある。したがって、同産業のさらなる発展と競争力のさらなる強化は、競争局面が同質的競争から差別化競争へ再転換して、新たな差別化競争が始まり、そのもとで新しいラディカル・イノベーションが達成されることをまたなければならない。この新しいラディカル・イノベーションによって、当該産業は脱成熟化を実現し、一段高いレベルの軌道に乗って発展を続ける。やがて、新しいラディカル・イノベーションに対しても模倣・改善行動が展開されるようになり、競争局面は、差別化競争から同質的競争へ再び転換する。そして、再び、同質的競争下の参加企業間の相互作用を通じてインクリメンタル・イノベーションが起こり、当該産業の競争力はさらに向上する。

ここで述べたような経過をたどって、同質的競争と差別化競争の両方のフェーズが繰り返されると、参加企業とそれらが構成する産業の競争力が長期にわたって強化されてゆく」（[橋川 2000] 269 頁）。

29) この点について [宇田川・橋川・新宅編 2000] は、次のように説明している。

「資本主義体制のもとでも、企業間競争は、つねに国境を越えて展開されるとは限らない。本書の第Ⅱ部で検討した各産業〔ビール、パソコン、アパレル、トイレットリー、スーパーマーケットをさす…引用者〕における競争参加企業は、日本国内での競争優位の確立に関しては熱心であったが、海外市場への進出にはそれほど力を入れなかった。 β のパターンをとった企業間競争のプロセスで彼らが実現したイノベーションの多くは、ドメスティックな要因と分かちがたく結びついていた。アサヒビールによる『スーパードライ』というナショナル・ブランドの確立、『日本語の壁』が存在していた時期の NEC によるソフトウェアメーカーの組織化、百貨店との委託取引をふまえたオンワード樫山によるリスク適応行動、花王による販社政策を中心とした前方統合、情報システムに依拠した単品管理の徹底に代表されるイトーヨーカ堂による一連の業務革新などは、いずれも、日本に固有の条件と結合したイノベーションであった。

イノベーションがドメスティックな要因と結びついていたということは、言い換えれば、それらが国際的な汎用性をもたなかったということである。国際的な汎用性をもたないイノベーションは、国際競争力の向上と直接的には関係しない」（[橋川 2000] 270～271 頁）。

界での競争上の地位を後退させた NEC が、これに当たる)。

(6)また、 γ の競争パターンの場合にも、規制の緩和や撤廃などの制度的変化が生じると、競争の主戦場は一挙にグローバル化する。その場合、それまで規制を前提とした経営行動しか展開してこなかった諸企業が、ただちにグローバル競争に対応することはきわめて困難であり、産業全体としての国際競争力は脆弱なものにとどまるケースが多い(例えば、金融自由化によりグローバル競争に直面することになった日本の銀行業界が、これに当たる)。

1990年代以降の時期には企業間競争がグローバル化したと言われているが、上記の[宇田川・橘川・新宅編 2000]の検討結果が示すように、それはすべての産業にあてはまるわけではない。厳密には、企業間競争の主戦場がグローバル・マーケットに広がったのは、 α の競争パターンをとった産業だけである。 β や γ の競争パターンをとった産業では、現在でも、企業間競争の主戦場が基本的にはドメスティック・マーケットに限定されたままである。ただし、技術的变化や制度的変化が生じると、それまで β や γ の競争パターンがみられた産業でも、一挙に企業間競争がグローバル化し、 α の競争パターンが始まる可能性がある。以上が、近年の日本における企業間競争の実態である。

V-3. グローバル競争が生むギャップと中間組織としての企業集団

上記のような近年の企業間競争において、日本の企業集団がもつさまざまな付加的機能は、どのような役割をはたしたのだろうか。この問いに対する答えとしては、以下の三つの点が重要である。なお、下記の文中に登場する α 型企業・ β 型企業・ γ 型企業とは、それぞれ、V-2で指摘した α 型の競争パターン・ β 型の競争パターン・ γ 型の競争パターンをとる産業で事業を行う企業のことをさす。

第1は、企業集団が、競争のグローバル化等にもとめない経営危機に陥った β 型ないし γ 型の企業を救済する役割をはたした³⁰⁾ことである。三菱化成と三菱油化の合併による三菱化学の発足、三井石油化学と三井東圧との合併による三井化学の発足、芙蓉グループによる安田信託の救済、三井グループによる三井建設等の救済などが、これに当たる。

第2は、競争のグローバル化にもとめない β 型企業や γ 型企業が α 型企業への転身をめざす場合に必要となるクリティカルマス(critical mass)の形成に、企業集団が貢献したことである。クリティカルマスとは、グローバル競争に成功裏に参戦するためには企業規模

30) [公正取引委員会事務総局 2001 a] は、6大企業集団のメンバー企業で、「同一企業集団メンバー企業から何らかの働掛けがあったと感じた企業」34社に対して、その「働掛け」の内容を聞いているが、回答(複数回答可)のうち最大数に達したのは、「業績悪化時の資金面での救済・支援」であり、20社がそれをあげた([公正取引委員会事務総局 2001 a] の図表 23 [15 頁] 参照)。

が相当大きくなければならないことを前提にして、その最低限の大きさを意味する言葉である。クリティカルマス形成のためにしばしば採用される手段は企業統合であるが、この企業統合に関連して、「日本再編 この会社が生き残る」というタイトルの『『文藝春秋』編集部 1999』が興味深い議論を展開している。

住友銀行とさくら銀行の統合が表面化する以前の時点で発表された『『文藝春秋』編集部 1999』は、グローバル競争に勝ち抜くためには両行が合併する可能性があることを指摘するとともに、化学業界については住友化学と三井化学の統合がグローバルな競争力を構築するうえで有効性をもつと論じている。また、すでに発表されていた日本興業銀行・富士銀行・第一勧業銀行の3行統合は、グローバル企業としての生き残りをかけた川崎製鉄と NKK の合併に道を開く³¹⁾とも指摘している³²⁾。重要なことは、これらの見通しが、その後、いずれも現実化したことである³³⁾。

住友銀行と三井銀行(a)、住友化学と三井化学(b)、富士銀行と第一勧業銀行³⁴⁾(c)、川崎製鉄と NKK(d)、という4組の企業統合は、いずれも、グローバル競争に生き残るためのクリティカルマス形成をめざしたものであった。aとbの統合、およびcとdの統合が、それぞれ密接に関連していたことからわかるように、これらの企業統合は、個別企業の論理にもとづいてのみ実行されたわけではなかった。そこには、個別企業の論理を超えた企業集団の論理も作用したわけであるが、その際注目すべき点は、一連の企業統合が6大企業集団から4大企業集団への再編と連動していたことである。aとbの統合は住友系と三井系との一体化、cとdの統合は芙蓉系と一勧系との一体化と連動していた。そもそも、メンバー企業がグローバル競争に生き残るためのクリティカルマス形成するうえで、従来の6大企業集団の枠組みは適切なものとは言えなくなっている。なぜなら、6大企業集団が競い合うという枠組みは、日本の各業界に過多過小な企業を「温存」させ、ひいては、それらの企業の「共倒れ」をもたらしかねないからである。今後、クリティカルマス形成の必要性が高まるにつれ、6大企業集団から4大企業集団へ、さらには、より少数の企業集団への再編が本格化することが予想される。a～dの企業統合のケースにおいては、「競争のグローバル化にともない β 型企業や γ 型企業が α 型企業への転身をめざす場合に必要となるクリティカルマスの形成に、企業集団が貢献した」とみなすことができ

31) 川崎製鉄は一勧系の社長会に、NKKは芙蓉(富士銀行)系の社長会に、それぞれ参加している。

32) 以上の点については、『『文藝春秋』編集部 1999』94～98、102～103頁参照。

33) 本稿の校正中の2003年3月に、住友化学と三井化学の統合は、合併条件がおりあわず、見送られることになった。しかし、両社統合の動きがグローバル競争に生き残るためのクリティカルマス形成をめざすものであったこと、それが住友系と三井系の一体化という企業集団の再編と連動していたことなど、本稿で強調した論点の妥当性は、この方針変更によっても変わらない。

34) 既述のように、富士銀行と第一勧業銀行の統合に際しては、日本興業銀行もこれに合流した。ただし、ここでは、企業統合を6大企業集団の動向と関連づけて検討するため、日本興業銀行については言及しない。

るが、そこでは、企業集団自体の再編も同時に進行したのである。

ところで、メンバー企業がグローバル競争で生き残ることに企業集団が貢献するという意味合いで、いま一つ注目すべき事柄は、企業集団がもつブランド力の役割である。Sumitomo, Mitsubishi, Mitsui というブランドは国際市場でも浸透しており、例えば、これらを社名に含む企業は、それだけで、ある程度の競争優位を確保することができる。ただし、この国際市場における日本の企業集団のブランド力は、基本的には、旧財閥系集団の場合にのみ作用し、銀行系集団の場合には作用しない。すでに指摘したように、「社長会加入のメリット」として「ブランドの信用力の向上」をあげる企業の比率は、旧財閥系企業集団では高く、銀行系企業集団では低い。この差異は、ブランド力の面での旧財閥系企業集団と銀行系企業集団との格差を反映したものであるが、その違いは海外ではとくに大きいとすることができる。

ここまで述べてきた第1の危機企業救済のケースや第2のクリティカルマス形成のケースでは、日本の企業集団は、競争のグローバル化に直面したメンバー企業が達成することを迫られた事業上の課題と各企業がもつ組織能力とのあいだに生じたギャップをうめる、補完機能をはたしたとみなすことができる。例えば、三井石油化学と三井東圧は三井グループの力を借りて合併し三井化学として再スタートしなければ経営危機を克服することは困難であったし、その三井化学は三井グループと住友グループとの一体化と連動した住友化学との統合を実現しなければグローバル競争に生き残るクリティカルマスを形成することは難しかった。つまり、グローバル競争が進展する状況のもとで、メンバー企業の組織能力を補完する一種の中間組織として企業集団の出番があったわけであるが、このような出番は、つねに存在するとは限らない。競争のグローバル化に直面したメンバー企業が α 型企業であり、すでに十分な組織能力を擁してグローバル競争に参戦している場合には（別言すれば、競争のグローバル化に直面したメンバー企業が達成することを迫られた事業上の課題と各企業がもつ組織能力とのあいだにギャップが生じない場合には）、企業集団の出番はない。例えば、トヨタ自動車は、グローバル競争戦略を展開するにあたって、三井グループから特別な支援を受ける必要はなかった。端的に言えば、有力な α 型企業が展開するグローバル競争戦略には企業集団が貢献する余地はないのである。これが、「近年の企業間競争において、日本の企業集団がもつさまざまな付加的機能は、どのような役割をはたしたのだろうか」という問いに対する答えとして、第3に指摘しなければならない点である。

VI. 結 言

本稿の課題は、1992年の『日本経済の発展と企業集団』の刊行から今日までの10年間に、①株式持合いの解消と、②日本経済に占める6大企業集団のウェートの後退という、二つの現象が進行した事実をふまえて、日本の企業集団が変容をとげたか否かを検証すること、および、その作業を通じて、グローバル競争下で日本の企業集団がどのような経済機能をはたしているかを解明すること、にあった。また、その課題に取り組むにあたっては、企業集団の諸機能の継続を指摘した1996年時点での筆者の見通しが今日でも妥当性を持ちうるかに関して、検討することも求められた。

まず、後者の点について言えば、6年前の筆者の見通しは、今日でも基本的には妥当であることが確認された。市場全体で株式持合いの解消が進行している状況下でも、企業集団の内部では株式持合いが相対的に堅持されているのであり、株主安定化という企業集団の基本的機能は、意味を持ち続けている。また、日本の企業集団は、危機企業の救済やクリティカルマスの形成を通じて、競争のグローバル化に直面したメンバー企業が達成することを迫られた事業上の課題と各企業がもつ組織能力とのあいだに生じたギャップをうめる、補完機能を引き続きはたしている。「企業集団の役割が後退したのは事実であるが、それがもつ様々な機能は、今後とも長期にわたって継続してゆくことであろう」〔橘川1996〕234頁〕という6年前の見通しは、今日でも、妥当性を持ちうるのである。

次に、前者の点、つまり本稿の課題に即して検討結果全体をまとめれば、この10年間に株式持合いの解消と6大企業集団のウェートの後退という二つの現象が進行したにもかかわらず、日本の企業集団がはたす諸機能は基本的には変化しなかったと、ひとまず言うことができる。ただし、競争のグローバル化が進むなかで、企業集団のあり方にいくつかの変化が生じつつあることも、事実である。

第1の変化は、企業集団の株主安定化機能や組織能力補完機能をあまり必要としない有力なメンバー企業が登場したことである。三井グループのメンバー企業でありながら独自の経営行動を展開するトヨタ自動車は、その典型的事例とみなすことができる。

第2の変化は、競争のグローバルにともないメンバー企業が追求するクリティカルマスの形成を通じて、企業集団自身の再編が始まったことである。銀行業や化学産業におけるクリティカルマスの構築と連動した三井グループと住友グループとの連携は、それを代表する動きだと言うことができる。

第3の変化は、6大企業集団の旧財閥系3集団と銀行系3集団への2極分解が重要な意

味をもつようになったことである。企業集団の今後の存続に関して、住友系・三菱系・三井系の旧財閥系3集団では肯定的な見方が根強いのは対照的に、芙蓉系・三和系・一勧系の銀行系3集団では否定的な観測が広がっている事実は、そのことを端的に示している。

しかし、これらの変化は、日本の企業集団が消滅することを意味するものではない。第1の変化をもたらすような有力メンバー企業の数には、まだまだ多くない。第2の変化や第3の変化は、典型的な企業集団の数が六つより少なくなることを示唆してはいるが、企業集団それ自体がなくなることの意味していない。『日本経済の発展と企業集団』の刊行から10年を経た今日においても、日本の企業集団について、「それがもつ様々な機能は、今後とも長期にわたって継続してゆくことであろう」と見通すことは、可能なのである。

【2002年10月23日脱稿】

参考文献

- 井上英昭 1997：「株式持ち合いと安定保有の現状」ニッセイ基礎研究所『ニッセイ基礎研 REPORT』1997年11月号。
- 井上英昭 1998：「株式持ち合いの最近の動きについて」ニッセイ基礎研究所『ニッセイ基礎研 REPORT』1998年10月号。
- 井上英昭 1999：「解消が加速する株式持ち合い」ニッセイ基礎研究所『ニッセイ基礎研 REPORT』1999年10月号。
- 井上英昭 2000：「解消続く『株式持ち合い』」ニッセイ基礎研究所『ニッセイ基礎研 REPORT』2000年10月号。
- 宇田川勝・橋川武郎・新宅純二郎編 2000：『日本の企業間競争』有斐閣。
- 橋川武郎 1992：「戦後型企業集団の形成」法政大学産業情報センター・橋本寿朗・武田晴人編『日本経済の発展と企業集団』東京大学出版会。
- 橋川武郎 1996：『日本の企業集団』有斐閣。
- 橋川武郎 2000：「競争パターンと産業の競争力」[宇田川・橋川・新宅編2000]。
- 橋川武郎・菊地浩之・加藤健太 2001：「戦後日本における信託銀行とコーポレート・ガバナンス」信託協会『信託研究奨励金論集』第22号。
- 黒木文明 2001：「株式持ち合い解消の実態——株式持ち合い状況調査2000年度版——」ニッセイ基礎研究所『ニッセイ基礎研 REPORT』2001年10月号。
- 黒木文明 2002：「継続する持ち合い解消——2001年度株式持ち合い状況調査——」ニッセイ基礎研究所『ニッセイ基礎研 REPORT』2002年10月号。
- 経済企画庁編 1996：『平成8年版経済白書——改革が展望を切り開く——』。
- 公正取引委員会事務総局 2001a：『企業集団の実態について～第七次調査報告書～』。
- 公正取引委員会事務総局 2001b：『大規模事業会社とグループ経営に関する実態調査報告書』。
- 橋本俊昭・長久保康太郎 1997：「株式持ち合いと企業行動」大蔵省財政金融研究所『ファイナショナル・レビュー』1997年11月号。
- 東京大学社会科学研究所編 1999：『東京大学社会科学研究所資料第16集 6大企業集団・融資系列の株式持ち合い——1974, 1984, 1994年の企業別データ——』（菊地浩之・橋川武郎執筆）。
- ニッセイ基礎研究所 2001：『株式持ち合い状況調査 2000年度版』。
- ニッセイ基礎研究所 2002：『株式持ち合い状況調査 2001年度版』。
- 橋本寿朗 2001：「書評—宇田川勝・橋川武郎・新宅純二郎編『日本の企業間競争』」『経営史学』第36巻第2号。
- 『文藝春秋』編集部 1999：「日本再編 この会社が生き残る」『文藝春秋』1999年11月号。